

ICカードによる運賃過収受について（お詫び）

いつも京成タウンバスを御利用頂きまして、誠にありがとうございます。

この度、下記運行系統をICカード（PASMO・Suica）で御利用頂きました、一部のお客様から、通常運賃より多く引き去ってしまったこと（過収受）が判明しました。

御客様には多大なる御迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

該当する御客様には、過収受分を現金にて御返金させて頂きますので、お手数ではございますが、下記連絡先までお問い合わせ賜りますよう、御願い申し上げます。

記

1. 発生日時、および、運行系統

平成 28 年 1 月 14 日（木）・午前 6 時 10 分～8 時 00 分頃

	系統番号	運 行 系 統
①	【 新小51 】	タウンバス車庫 6:10 発 綾 瀬 駅 行き
②		綾 瀬 駅 6:40 発 新 小 岩 駅 行き
③		新 小 岩 駅 7:20 発 綾 瀬 駅 行き

※ **上記3便のみが対象**となります。

2. 該当する御客様

上記運行系統に、ICカード（PASMO・Suica）で御支払い頂きました御客様

3. 連 絡 先

ICカードを御用意の上、下記までお問い合わせ下さい。

【 京成タウンバス株式会社 】 TEL：03（5671）0360

※ 御返金にあたり、御利用のICカード番号を確認させて頂きますので、御了承下さい。